

# 組合だより

第131号  
2月26日  
2010年

発行所 岡山大学職員組合  
〒700-8530 岡山市津島中2-1-1  
電話 086-252-1111 (代  
内線) 7168  
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp./home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

## ついに、非常勤職員待遇改善に第一歩！！ 最大雇用期間3年が6年に！！



平成18年度以降、岡山大学では、非常勤職員の最大継続雇用期間を3年と定め、これを越えての雇用はしないという方針を取ってきました。それについての弊害は代表者委員会でも何度も指摘があり、組合からも再三指摘し改善を求めてきました。また、平成20年施行の改正パート労働法で、パートタイム労働者(岡山大学の非常勤職員はこれにあたります)の賃金は職務内容や経験などを勘案して決定するように努めることが定められており、組合としても改正パート労働法に沿った改善を要求してきました。



このたび、岡山大学の非常勤職員の任期等の見直しがなされ、すでに、該当者には通知が行っているとのことです。非常勤職員の待遇改善に一步を踏み出した岡山大学の英断を評価するとともに、これもこれまでの組合員みなさんの活動の成果だと考えます。

今回の改善のポイントは主に以下の2点です。

1. 非常勤職員の最大継続雇用期間が3年から6年に変更となったこと。
2. 非常勤職員の時間単価が、これまでの時給830円と870円の2種類から、あらたに950円が加わったこと。時給は、勤務評価の結果により、契約更新時にアップすることになったこと。

また、一度6年間勤務した後、一年の期間をおけば再び岡山大学の非常勤職員として勤務することが可能となっています。ただし、そのときにはまた時給は830円から始まるとのことです。

とりあえず、この2010年3月末で雇い止めだと思われていた非常勤職員の方々の雇用が引き続き3年間は可能となったことは、大きな変化だと思います。これまで3年たてば否応なしに経験

のない新しい人にならなければならないことを考えると、非常勤職員の方々にとっても、岡山大学にとってもよいことだと思います。しかし、他大学では非常勤職員の最大継続雇用期間という設定はなく、可能かぎり更新できるとなっている大学も少なくありません。非常勤職員の時給についても、岡山大学の今の規定では職務内容や経験の勘案を最初の雇用のときではなく更新のときのみに行うこととなっており、改正パート労働法の理念とは微妙に異なっていると思われます。非常勤職員みなさんからの要望が多いボーナス支給については、財源の問題もあり、今後検討する課題とされているようです。

今回の見直しは、歓迎すべきものですが、まだまださまざまな問題が非常勤職員の雇用に関しては残っています。大学側には、今回の見直しを手始めとして、少しずつでも非常勤職員、ひいては常勤職員も含めた大学全体の労働条件の改善を行っていただきたいと望みます。そのために組合もがんばっていきますので、今後ともみなさんのご協力をよろしくお願いします。



### あなたも組合の仲間になりませんか？

あなたの声を勤務条件の改善に、大学運営に、反映させてみませんか？みなさまの組合加入をこころよりお待ちしております。



泉谷淑夫 空の詩Ⅲ2008

くみあいで  
みつける  
あしたの  
いきがい



## 非常勤職員と学長との懇談会報告

2010年1月5日(火)

今の岡山大学の業務が、非常勤職員さんなしには成り立たないことは、教職員のみなさんなら十分ご承知のことと思います。けれども、非常勤職員のみなさんがどんな思いで普段仕事をされているのか、想像されてみたことはありますか？

岡山大学職員組合では、非常勤職員のみなさまが普段どのような思いで仕事をされているのかという声を直接学長に届けることにより、少しでも風通しのよい岡山大学にしようと、非常勤職員・派遣職員アンケートを、2009年11月から12月にかけて実施いたしました。非常勤職員・派遣職員のみなさん、岡山大学職員組合による非常勤職員・派遣職員アンケートへのご協力、まことにありがとうございました。また、アンケート配布から〆切までの期間が短く、多くの方にご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

おかげさまで、アンケートは回収率 50% を越え、非常勤職員・派遣職員の方の生の声をたくさんいただきました。これまでいかに非常勤職員のみなさんの声をお聞きする場がなかったのかを痛感しております。

去る 2010 年 1 月 5 日(火)、非常勤職員の方 4 名と組合関係者 2 名の計 6 名で学長室を訪れ、約 30 分間、千葉学長、田中理事、人事課長の 3 名の方々と懇談会を持ち、アンケートのまとめを手渡しして参りましたので、ご報告します。



懇談会では、まず、簡単にアンケート全体を全 5 ページにまとめた「アンケートのまとめ」をご説明したあと、アンケートの集計とみなさんの自由記述をすべて掲載した「非常勤職員・派遣職員アンケート集計結果」(全 56 ページ)をお渡しして、是非目を通していただくようお願いいたしました。その後、学長と非常勤職員の方々で自由に懇談を行いました。

学長は非常勤職員のみなさんの立場に理解を示され、

・現在の岡山大学で、非常勤職員のみなさんがとても重要な働きをされていることは重々承知している。

・できるだけ、みなさんの労働環境を良くしていきたいと考えている。

・ただ、一度にすべてを改善するのは難しいので、一つ一つ取り組んでいきたい。と述べられました。



非常勤職員のみなさんからは、日頃感じていらっしゃることを生の声でお話いただきました。有意義な懇談会であったと思います。

今後も、岡山大学職員組合は団体交渉等を通じて非常勤職員問題に取り組んでいきたいと思っております。そのためには、是非とも当事者である非常勤職員の方に組合員になっていただきたいと考えております。アンケートの中に「同じ非常勤職員の間での情報交換の機会がない」というご意見がありました。そういうお声に応えられるよう、今後も岡山大学職員組合は職員みなさんのお声をうかがい、さまざまな情報を提供して行きたいと考えております。よろしくお願いたします。

最後に、懇談会に参加された非常勤職員のみなさんの感想をご紹介します。

★今回の学長懇談会は 30 分という短い時間でしたが、学長は岡山大学の仕事は非常勤職員がいなくては成り立たないことも十分分かって下さっていることを知ることができました。また、事前のアンケートでは多くの方々が協力して下さり、意見を聞くことが出来それをまとめたものを提出することによって、非常勤問題交渉の第一歩が踏み出せた気がしています。雇用された年度や部局によって雇用形態が様々で複雑すぎることや非常勤というだけで能力を認められない理不尽な職場の改善を早急に望むと共に、今後も粘り強く交渉していくことが大事だと感じました。

(I さん)

★たいへんお恥ずかしいですが、学長懇談会、それ何？という状態で出席させていただきました。学長は終始穏やかで懇談会も和やかに終了した、と思います。非常勤職員の雇用については今回のアンケートで本当に様々な問題が提起されたと思います。今までもこれらの問題については議論されてきたと思いますが、何となく置き去りにされてきた状況だったようです。学長は現在岡山大学の非常勤職員が大学に果たしている役割はたいへん重要であり、問題解決のために努力すると述べられました但同时に、この問題は一朝一夕に片付くというものでもないという事をご理解いただきたいと思います。

しかしながらアンケートの結果からもわかる通り、非常勤職員という弱い立場が仕事に与える影響がいかに大きいかきちんと認識していただきたいです。

すぐに改善できなくともできることはあるのではないのでしょうか？何も変わらなければ意味がありません。この懇談会をきっかけに職場環境が改善されるように願っております。(Fさん)



★昨年末に職員組合により行われた「非常勤職員および派遣職員に対するアンケート」を、年明け早々に学長にお渡しするという事で、千葉学長と直接お話しできる機会が得られました。学長と直接お話しができる機会はなかなかありませんので、もっと時間があればとも思いましたが、予定時間30分の中で、参加された方々とアンケートの内容に即して、意見交換がなされ、有意義な時間を持つことができました。

職場代表委員会においても6年に渡って意見書や要望書が提出され続けていますが、非常勤職員の以前から抱えている問題や法人化以降のより複雑化された問題、差し迫っている3年期限の問題、パート法の改正によるボーナスの支給・研修への参加等々待遇改善に関しても、学長自ら耳を傾けていただけたということは、岡山大学のこれからにとって、画期的なことであるといえるのではないのでしょうか。

同席された田中理事がこまめにメモを取っておられた姿も、我々の意見を聞き流すのではなく、改善に向けて努力されることが感じられ、とても印象深いものでした。



今回限りではなく、今後も直接このような生の声を学長に聞いていただけるような機会が持たれることが継続して行われることが望まれます。

最後に、組合員ではないにも関わらず、今回、同席させていただき、発言の機会を与えられたことに感謝します。(Nさん)

★学長との懇談会に初めて出席させていただき、ほとんど発言することも出来なかったのですが、やはり相手の顔を見て、相手の言葉が聞けたと言うことは、とてもよかったです。

現場で働く非常勤としての声も、今回のアンケート結果と併せて生の声を届けたことによって少しは、わかってもらえたのではないかと思います。

こうした活動は、とてもささやかではありますが、積み重ねていくことによって、大きな力を発揮することだと思うので、これからも、できるだけ参加していきたいと思いました。(Tさん)



なお、組合の今までの非常勤職員問題についての取り組みについては、下記の通りです。

- ・団体交渉：2005年1月「非常勤職員問題」(組合だより83号参照)
- ・団体交渉：2008年1月「非常勤職員の待遇改善に関する要求」(組合だより113号)
- ・文書回答(12月)2008年11月「非常勤職員の雇用期間の撤廃に関する要求」(組合だより120号)
- ・団体交渉：2009年2月「短時間勤務職員の雇い止めの停止に関する要求」(組合だより123号)



去る1月5日(火)、非常勤職員の方と組合で、千葉学長、田中理事、人事課長と懇談会を持ち、【非常勤職員・派遣職員アンケートまとめ】を手渡しました。(別紙「非常勤職員と学長との懇談会報告」)

アンケートから読み取れる非常勤職員・派遣職員の要望は、「1.最大雇用期間3年の問題について、2.非常勤職員の責任範囲について、3.ボーナスについて、A)短時間勤務職員の勤務時間週29時間について、B)非常勤職員の残業の問題について、C)常勤職員への登用制度について、D)給与格差問題について、E)健康保険問題について」であることを伝え、学長懇談では、学長と非常勤職員の方々に自由に懇談を行いました。

1月19日、田中理事より、下記の通りメールにて【アンケートまとめ】のうち、1.とB)とC)に対する回答が寄せられましたので、お知らせします



非常勤職員等を対象にしたアンケート集計結果に基づく  
職員組合と非常勤職員の方々の要望に対する回答

理事(企画・総務担当)  
田中宏二

#### 1. 最大雇用期間3年の問題について

##### 【回答】

非常勤職員の役割は就業規則に定めるとおり、補助的業務を担当します。

よって、任期を外さなければ必要な人材を確保できないものでもなく、逆に一定期間の任期は必要と考えています。

ただ、3年間の勤務で業務に習熟した非常勤職員の方々にその後の一定期間も継続的に業務を担当していただいた方が効率的で、大学にとっては有効であると思われる面があり、そういう意見もいただいていますので、最大雇用期間(3年)の見直し(3年→6年)、1回目と2回目の任用更新の際の非常勤職員としての業務経験を踏まえた時間給の改定(3段階の時間給)について、現在、制度設計を開始しているところです。

#### 2. 非常勤職員の責任範囲について

##### B) 非常勤職員の残業の問題について

##### 【回答】

非常勤職員の契約期間の更新時期を迎えるのを機に、「非常勤職員の業務内容の確認について(企画・総務担当理事通知)」を平成22年1月18日付けで各部局長へ通知しました。

通知の中では、業務内容、責任の程度及び超過勤務の実態の確認等を行っていただき、非常勤職員と常勤職員が従事する業務がそれぞれの職責に相応しいものとなるよう、依頼しています。

また、1月開催の会議(部局連絡会、事務連絡協議会)において、常勤職員及び非常勤職員の従事している業務内容の確認、整理を行い、非常勤職員の業務の明確化をお願いしています。

##### C) 常勤職員への登用制度について

##### 【回答】

受験資格(要件:平成16年4月1日以前からの在職者)は、この条件で3回試験を実施し、受験者数が年々減少していることも踏まえ、来年度の試験の制度設計では、受験資格(在職期間の規制緩和)を考慮したいと考えています。

しかし、勤続期間については、本学でこれまで積み重ねた知識・経験を活かして受験していただくため、一定期間を条件として課したいと思っています。

ご承知のとおり、29歳以下の非常勤職員の方は、国立大学法人等職員採用試験の受験資格がありますので、そちらの試験を受験してください。

以上



# 非常勤職員・派遣職員 アンケートまとめ

2010年1月5日

岡山大学職員組合では、2009年11月から12月にかけて、岡山大学で働く非常勤職員・派遣職員を対象に雇用・職場に関するアンケートを行いました。このアンケートは、今、非常勤職員・派遣職員が抱えている問題は何かを明らかにするために、自由記述を中心としたものとなっています。アンケートを読むと、非常勤職員・派遣職員の方々が、真摯に働こうとされていること、けれども、その意欲を阻害するような様々な状況が実際には存在している事がわかります。このまとめでは、アンケートの中から読み取れるいくつかの問題点について述べます。

## 〈アンケート基本情報〉

実施したアンケートの回収率等を以下に示します。

アンケート対象：岡山大学非常勤職員・派遣職員

アンケート実施期間：11月19日～12月22日

アンケート配布方法：職員名簿より〇〇補佐員という職名の人をピックアップし、組合員を通じて、または、直接学内便で当該職員にアンケート用紙を配布。アンケート回収方法：学内便で職員組合事務室に送ってもらう。

アンケート配布枚数：544通

回収枚数：278通（回収率 51.1%）

回収中有効回答数：273通（有効回答率 50.2%）  
（あきらかに学生バイトと思われる5通を無効回答といたしました。）



## 〈アンケートから読み取れる非常勤職員・派遣職員の要望〉

アンケートの自由記述欄を読むと、現在非常勤職員・派遣職員のみなさんが抱えておられる様々な問題点が浮かび上がってきます。一口に非常勤職員といってもそのおかれている状況は様々で、必ずしも共通した問題点があるわけではありません。けれども、その中で特に記述の多いのは次の3点でした。

1. 最大雇用期間3年の問題について
2. 非常勤職員の責任範囲について
3. ボーナスについて

また、アンケートでの記述数は少ないものの、次の問題点も重要だと考えています。

- A) 短時間勤務職員の勤務時間週29時間について
- B) 非常勤職員の残業の問題について
- C) 常勤職員への登用制度について
- D) 給与格差問題について
- E) 健康保険問題について

それぞれの問題点について詳細を以下に説明します。

### 1. 最大雇用期間3年の問題について

現在雇用されている短時間非常勤職員の多くが、契約期間1年、最大雇用期間3年の契約となっています。これに関して言及している回答は、Q24(自由記述)で32通、Q34(自由記述)で13通ありました。それらはすべて最大雇用期間の撤廃を望んでいます。最大雇用期間が3年であることで不都合を生じている例も書かれておりました。

\*アンケートの回答から

- 3年だと技術を修得してこれから応用できる頃に雇用契約期間が終わってしまう。(Q24より)
- 雇用期間の短い非常勤職員ばかりになったら経験が不足しますよね。それから「どうせ3年でやめるし」という気持ちが無いといえようそになります。だからといって仕事の手を抜くことが絶対にしませんが。(Q34より)
- 仕事の内容について引き継ぎもあまり詳しくは何えず、机についていればわかるからとだけ言われました。辞める方は、後任者に親切にしたいとは思えなかったのだと思います。この職場に残りたいというメールも残されていましたし、雇用期間が最大3年というのは携わった多くの人に苦痛を与えていると思います。(Q34より)



## 2. 非常勤職員の責任範囲について

非常勤職員と常勤職員の差がわからない、非常勤職員の責任範囲はどこまでなのか、という意見が多く出されています。これに関して、なんらかの言及をしている回答は Q6, Q19, Q34 など合わせて 56 通ありました。非常勤職員と常勤職員の差が勤務時間だけならば、なぜこれほどまでの給与格差があるのか、という意見もあります。

\* アンケートの回答から

- どの事務の補佐なのか、およそわかりませんが、明確ではなく、補佐ならば、主である事務が何かあった時に責任をもってくれるかというところでもないため。(Q6 より)
- 都合の良い時には「非常勤だから...」と言い、一方で「非常勤でも...」とその区分はどこからできるものなのか?と問いたい。自分たち定員都合によって区分を使い分けるな!と思う。区分するのであれば明確にしていきたい。またきちんと肩書き通りの仕事をして欲しい。(Q19 より)
- とにかくいつも困るのが「責任の所在」です。係長が兼務であり「上司」がはっきりしないままみんなが(非常勤)一人で責任を負っている状態なので困っています。(後略) (Q34 より)



## 3. ボーナスについて

短時間職員にボーナスがないことについてどう思いますか、との問い(Q17)について、記述があったのは 49 通でした。多くは、寸志でもあればやる気が違ってくるという意見でした。ボーナスがなくて当然という回答もありますが、パート労働法ではボーナスは支給すべき(努力義務)となっているのはご存知の通りです。

\* アンケート回答から

あった方がいい、あるべきという意見 37 通

- 少ない額でもあった方が仕事に意欲がわく。
- 寸志で良いのでいただければやる気があります。
- 仕事内容は同じなのにボーナスが支給されないのは納得できない。

なくて当然という意見 6 通

その他の意見 6 通

## A) 短時間勤務職員の勤務時間週 29 時間について

今年の4月から短時間勤務職員は、原則週 29

時間となりました。これに関して言及している意見がいくつかありましたので、紹介します。

\* アンケート回答から

- 以前と同じ30時間に変更して欲しい。単価を引き上げてもトータルすると実収入はマイナスになりました。(Q12 より)
- 週に29時間の雇用であるが、実際はフルタイムで仕事をしている。さらに時間を越える事もある。(Q12 より)

## B) 非常勤職員の残業の問題について

非常勤職員の中には、定常的に残業をしている方もいらっしゃるようです。また、非常勤職員ゆえ、残業をつけるのに罪悪感を覚え、結果としてサービス残業をしている方もいらっしゃるようです。あるいは、残業をしなければこなせない仕事量を抱えて困っていらっしゃる方もいるようです。これらの意見を紹介します。

\* アンケート回答から

- 仕事量が多い。残業代ない。(Q16 より)
- 勤務時間(始業、終業)を自己申告ではなく、タイムカード等で管理してもらえたら、残業の申告をしなくてよいので助かる。(後略) (Q34 より)
- 勤務命令簿を早めに提出するので月末に残業をしてもつけることができない。それは他の経理の処理にしても同じ、何でも早めに提出するので実際とは違う。一般企業では有り得ない。体質そのものを改善しないと。(Q34 より)

## C) 常勤職員への登用制度について

常勤職員への登用制度について、知っている人は全体の 58 %、定時非常勤職員では 70 %の人が知っていましたが 26 %の人が知りませんでした(Q25)。制度を知っている人でも、その制度に対する不満を持っている人も多いようです。いくつか意見を紹介します。

\* アンケート回答から

- 受験資格の範囲を広げてほしいです。(Q28 より)
- 登用の条件がよくわからないので、明確な基準を示して欲しい。(Q28 より)
- 事務職を対象としているが、教育・研究のさらなる拡充を望む現在において技術職員を対象とした登用制度を設けてほしい。(Q28 より)



## D) 給与格差問題について

非常勤職員と常勤職員の給与格差もさることながら、非常勤職員の間での給与格差も「やる気」をそぐ一因になっているようです。

\*アンケート回答から

- 時給固定制で採用された方は役割の大きさや能力に見合った額ではないと感じているようです。頼りになる非常勤の方が辞めてしまう理由になると思います。(Q16より)
- 時間雇用であるから週に40時間勤務したとしても自立して生計をたてるだけの収入となることはむずかしい。1年契約だから昇給も無い。また常勤職員との職務内容とほぼ変わらない仕事をしているのに給与との差が大きいから。(Q16より)
- 法人化以前は時給 1000 円くらいだった(非常勤でも)。当時と同じ内容の業務なのに採用時期が違うだけで時給に差があると同一職場の非常勤職員間に待遇に差が出てしまう。同じように働いているのにそれはどうかと思う。(Q16より)

## E) 健康保険問題について

非常勤職員も文科省共済に入れて欲しいという要望もありました。



\*アンケート回答から

- (常勤と非常勤の)区分は全くない。給与と各保険保障がある常勤との違いはどこに何にあるのか聞きたい。(Q19より)
- フルタイムで勤務していても共済組合員ではないのは違和感がある。(Q34より)

以上、アンケートの中で特に目立った問題点をあげてみました。アンケートの中にはこれ以外にも様々な問題について非常勤職員・派遣職員の方々の生の声が記されています。

## ドイツワイン試飲会

日時：3月2日(火) 3日(水)

17:00~20:00

場所：組合事務室(一般教育棟A棟東端)

蔵元直送のドイツ白ワインを中心に  
デパート酒屋では店頭販売していない  
ワインをご試飲いただけますので  
皆様お気軽にお立ち寄りください。

★ドイツ・フランス・イタリアなどのワインを  
取り揃えています★



## さんぽみち

朝日健二さんから手紙が届いた。朝日健二さんとは、生存権裁判として有名な朝日訴訟を起こした朝日茂さんと養子縁組し、裁判闘争を継承しようとしたあの朝日さんである(最高裁は、本件で争われている原告の権利は「一身専属的」権利であるから相続不可能であり、本人死亡とともに訴訟は終わったとして、朝日訴訟を敗訴としたことも有名な事実である)。

朝日さんが言われるには、あの第1審の判決文の起草者と起案書が見つかった。については、その歴史的起案書を岡山の朝日訴訟の会に寄贈してもよいといっておられるので出てこないかという文面である。

朝日訴訟が日本の歴史に残る国民的訴訟となったのは、もちろんそれに輝かしい勝利をもたらした第1審浅沼判決があつてのことである。それは、憲法25条の生存権を高らかに強調し、「憲法は絵に描いた餅ではない」「健康で文化的な生活」とは、「人間に値する生存」、国家はその予算を財源の有無によって決めるではなくむしろ「指導しはすべきもの」など、数々の明言を残した名判決である。

裁判は、首席裁判官とその左右に並ぶ陪席裁判官との三者によって判決が下される。朝日訴訟も例外ではない。また、その三者は、ベテラン、中堅、若手の組み合わせであり、主席の左に座る左陪席が若手であり、判決の起案書は、この若手が起草するのが慣例である。

あの浅沼判決も、実際の起案者は、当時弱冠29歳の少壮判事小中信幸さんであつた。小中さんが起案された原稿に、浅沼判事が加筆修正の上判決文が確定されたのである。その起案書、小中さんが原稿を書き、それに故浅沼判事が加筆修正を加えた判決原本が見つかったというのである。

私は、勇躍朝日訴訟の会事務局員とともに上京し、朝日健二さんと一緒に、赤坂にある小中法律事務所を訪れた。小中判事は、その後転じて現在は、弁護士をしておられるのである。小中弁護士は、その裁判官時代何通も書き下ろした判決起案書の中で、浅沼裁判のそれだけを現在まで保存しておられ、それをいま私たちの会に寄贈して下さるといっているのである。

原稿用紙20枚もあろうかという起案書は、茶色く変色していた。几帳面なペン書きの原文、ところどころ修正や書き込みのある原稿用紙の束を、私は両手にしっかりと抱きしめた。

起案書の変色に眠る幾星霜

(k)

## 「大学破壊～国立大学に未来はあるか～」旬報社

全国大学高専教職員組合 編(2009)

書評 山川純次

日本における国立大学の独立行政法人化は、公務員数削減という政治的動機によって行なわれたため、「大学のコストパフォーマンス追求」が大前提に掲げられてしまい、これが現在の状況を作り出してしまったと指摘している。

この良い面としては、科学における発見、技術の発展、新たな教育の試み、地域社会への貢献などが挙げられている。そして悪い面としては、大学間競争の激化と大学間格差の拡大、学長選挙を巡る混乱の頻発、研究費の不正利用、論文捏造、博士取得者の高学歴ワーキングプア化、大学病院の経営難と地域医療の危機などである。

本書では、この独立行政法人化の負の側面を詳細なデータを元に紹介している。内容は次の6章に分けられている。



1. 「駅弁大学はもういない」!?
2. 「大学教授」を目指す若者がいなくなる日
3. いつまで続く「研究費獲得コンテスト」地獄
4. 沈没寸前の国立大学号、乗組員の大脱走が始まった
5. 高過ぎる教育費は少子化・格差再生産の元凶だ
6. 混迷深める国立大学の近未来

これらの論点から導かれるのは「我が国での国立大学の独立行政法人化は国立大学における教育と研究、仕事の現場を荒廃させ崩壊させた。そしてそれは今も進行中である」とであると本書は指摘している。

なお編者は、大学での意思決定過程、任期制の導入、大学図書館や大学事務室での雇用と労働の実情、産学連携、大学病院の現状、学部学科の再編などに纏わる問題については稿を改めて論じる予定であるとしている。

一般的に現場からの視点を欠いたトップダウン施策はうまく行かない場合が多い。今、国立大学法人を取り巻く環境で何が起きているのかを正確に把握せず、数字合わせに走った改革を次々と押しつけても無謀であるといえるだろう。しかし施策を講じる側にはそういった情報が皆無、理解が足りない、あるいは意図的に無視しているために、現場で様々な混乱が生じているのだ。こういった状況を打開するためにも、本書は国立大学



法人に直接関わる者だけでなく、それに携わる全ての方、学生やそのご家族あるいは普段大学に関心を持たない方々にも広く読まれるべきであると考えます。



本書は読み安い文体でレイアウトも美しく、また分量もコンパクトなため手に取り易い。しかし扱っている題材はハードかつシリアスであるため、色々な意味で余裕のある時に、それでも是非、一度はお読みになる事を強くお勧めする。

「大学破壊」定価 1680 円。組合員には 1000 円で頒布します。お問合せは、単組役員または、組合事務所（内線 7168）まで



## 編集後記

以前に引っ越しをした知り合いの話を書いたが、それには後日譚がある。一人では埒があかず、友人に手伝ってもらったまでは書いたが、あまりの部屋の汚さ（お風呂場はカビキラーを1本半使ったそうだ）と、部屋の明け渡しまで時間がなかったということもあり、焦って掃除をしているうちに、その手伝ってくれた友人が何らかの拍子で肋骨を骨折してしまったのだそうだ。その友人は、掛かり付けの整骨院が香川県にあり、隔週でこれまで4回、その友人を香川まで連れて行くことになった。お寺やうどんが好きで知り合いなので、治療が終わるまでの待ち時間を有意義に過ごしているそうだが、普段から身の回りをきれいにしておくことの大切さを改めて実感したそうだ。